

第 11 回総会 令和 6 年 4 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、4 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、相続届出 10 件、使用貸借合意解約 3 件、賃貸借合意解約 16 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 6 年度第 11 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 16 名 推進委員 15 名、合計 31 名の出席であります。本日の議案件数であります、5 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。2 番 ○○委員、17 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 3 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 今回は 25 番 ○○委員と私(10 番 ○○委員)が会長の命を受けまして、4 月 18 日、午前 9 時 00 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、21 番 ○○委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇を南へ下り、〇〇から南へ 500m 進んだところにある農地です。申請人が渡人から売買により所有権の移転を受け、事務所兼農業用倉庫を建設するために申請されたものです。申請地は東側は用水路、西側は宅地、南側は市道を隔て宅地、北側は田となっています。雨水は敷地内の南側から集落排水路へ流します。事業に伴う排水は合併浄化槽で浄化した後、農地東側の排水路に流します。土砂の流出につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買代金は〇〇万円です。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

32 番 受人はどのような内容の業務を行う会社なのか、皆さんに説明をお願いします。

事務局 〇〇集落で〇〇を栽培していた方が法人化され、〇〇の生産、加工、一部販売をされています。今回は〇〇の農業用倉庫兼法人事務所を建設するとの申請となっております。

32 番 加工販売まで行う計画でしょうか。

事務局 〇〇の一時冷凍保存と、加工をするための施設を建設する計画となっております。

議 長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

25 番 農地法第5条の2番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、
〇〇より東へ200mのところにある農地です。申請人が渡人から使用貸借により農地を借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。申請地は東側は畑、西側は田、南側は市道、北側は畑となっています。雨水は敷地内の一カ所に集め、北側の父所有の畑へ流します。生活排水は下水道を利用します。土砂の流出につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等の同意も得ています。申請地は農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 親から子への使用貸借となります。申請地はもともと農業振興地域の除外地
であります。委員の説明にもありましたとおり、第1種農地ではありますが、
南側が集落接続と判断し、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断しまし
た。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 農地法第5条の3番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、
〇〇より東へ500mのところにある農地です。申請人が渡人から売買による
所有権移転を受け、宅地分譲地を造成するために申請されたものです。申請地
は東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は市道となっています。雨水は敷地
内の北側既設側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。土砂の流出に
つきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し防ぎます。転用する土地
の周辺関係者等への説明もなされています。申請地は都市計画区域内の用途地
域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。
皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買代金は〇〇万円です。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

26 番 〇〇集落は埋蔵文化財がある地区ですが、教育委員会への報告はされてい
るのでしょうか。

事務局 埋蔵文化財の保護地域ですので、教育委員会文化財係へ届出されており、許
可を受けたうえで開発することになっております。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2 ページの通り、申請件数は 3 件でありましたが、1 番について、申請人の意向により、申請代理人を通じ取下願が提出されましたので、申請件数は 2 件となります。そのため、議案書の 1 番を削除し、2 番を 1 番へ、3 番を 2 番へ修正をお願いします。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 1 番を説明します。延岡市の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は妻地区の〇〇のすぐ近くにある 1a の農地です。受人は自宅の隣の申請地の購入を希望しております。現地には栗を作付け予定であり農地として活用されていくことを確認しております。機械は管理機を購入する予定です。自宅の隣にある 1a しかない農地ということで、申請人しか購入する人はいないのではないかと思います。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願いし

ます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買金額は総額〇〇万円です。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 2 番を説明します。宮崎市の渡人から、妻地区の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北西へ 500m のところにある農地です。受人は三財地区でハウスピーマン、スイートコーン等、220a を作付されております。現地にはスイートコーンを作付け予定であり農地として活用されていくことを確認しております。機械はトラクター2台、軽トラ2台、普通トラック1台を所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

32 番 渡人と受人はどのような関係でしょうか。

25 番 昨年、渡人よりハウスを購入した経緯があり、申請地を耕作してくれる人が

いない為、無償でもよいので管理をしてほしいとの渡人からの要望を受けて、
受人が譲り受けることになったとのことです。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 55 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 55 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 5 月 7 日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書 3～5 ページのとおり 5 件であります。

議 長 5 件の議案のうち、申請番号 1 番は〇〇委員が受人に関係する案件でありますので、1 番を除く 4 件の議案について、一括して審議をお願いします。
発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号 1 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書 6～9 ページのとおり 4 件であります。

議 長 説明がありました 1 番から 4 番について、一括して審議をお願いします。
発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 56 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 56 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 10～22 ページのとおり 26 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 説明のありました 26 件の議案のうち、申請番号 3 番は〇〇委員が受人の案件でありますので、3 番を除く 25 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号 3 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 57 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 57 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 22 ページの通り 1 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

21 番 1 番について説明します。申請地は東米良地区の〇〇集落にある農地です。

今回の申請は申請人が所有している農地ですが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、農用地域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

2 番 _____

17 番 _____